

令和4年7月19日

制服販売業者の指定を希望する方へ

埼玉県立小鹿野高等学校長

### 制服販売業者の公募について（公告）

令和5年度から令和7年度まで、本校制服の販売を行う方を公募します。  
つきましては、指定を受けたい方は下記により申請してください。

#### 記

#### 1 提出書類

- (1) 全員 「制服販売の指定に関する申請書」  
「販売価格表」
- (2) 新規申請 「会社経歴書（任意様式）」
- (3) 提案品を扱われる場合  
生地仕様を確認できる書類（カタログ・組成表等）  
提案する制服見本 1着

#### 2 提出期限 **令和4年8月22日（月）正午まで（必着のこと）**

- (1) 郵送または持参により提出してください。
- (2) 提出期限までに到着しなかった場合は、無効とします。
- (3) 申請内容に重大な過誤または虚偽があった場合は失格とします。
- (4) 申請書の審査結果は、**令和4年9月30日（金）**までに担当より電話又はFAXにてお知らせします。

#### 3 指定に当たっての資格要件

- (1) 採寸のできる販売所が、県内の次の市町村内に1か所以上存在すること。  
小鹿野町・秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・寄居町
- (2) 過去3年度（令和2・3・4年度）のいずれかに、埼玉県内公立学校（小・中学校または高等学校）の制服販売店に指定されていること。
- (3) 記入日現在で、【別紙1】の「基本的な資格要件」を全て満たすこと。
- (4) 新規申請または制服見本の提出がある場合は、申請者の信用・実績・見本による現物確認等により、**選考**を実施する。

#### 4 申請に当たっての留意事項

(1) 本校の制服の仕様は【別紙2】のとおりです。現在の制服製造はトンボ株式会社が行っています。別の製造会社により、同等品の生地で提案される場合は上記書類・見本等を揃えて御提出ください。

なお、提出された見本は返却しませんので御了承ください。

(2) 販売品目および販売価格（上限額）は下表のとおりです。

下表の金額を超えないよう御留意ください。下回る分には支障ありません。

男子制服		販売価格上限 消費税等込み
<b>【指定品】</b>	男子ブレザー（校章付）	26,500
	冬スラックス	14,500
	長袖ポロシャツ（刺繍入り）	3,900
	セーター（紺又は白）	7,600
<b>【希望購入品】</b>	夏スラックス	12,900
	半袖ポロシャツ（刺繍入り）	3,700
	ベスト（紺又は白）	5,900

女子制服		販売価格上限 消費税等込み
<b>【指定品】</b>	女子ブレザー（校章付）	25,500
	冬スカート	15,300
	長袖ポロシャツ（刺繍入り）	3,800
	セーター（紺又は白）	7,600
	リボン	1,900
<b>【希望購入品】</b>	夏スカート	13,900
	半袖ポロシャツ（刺繍入り）	3,600
	ベスト（紺又は白）	5,900
	ハイソックス（刺繍入り）	980
	女子ズボン（グレー又は紺）	12,600

(3) 本校では、入学許可候補者の採寸を指定した日時に学校で行います。指定日以外は、指定店に直接出向き採寸しますが、学校での採寸をお願いする場合があります。

制服の受け渡しは、指定日を設け本校内で行うこととします。指定日に来校

できない保護者へは、学校と相談の上御対応願います。

(4) 本校の過去3年間の入学生数は次のとおりです。

なお、各店への販売数の割当てはありません。

	男子	女子	合計
令和2年度入学生	38	29	67
令和3年度入学生	17	19	36
令和4年度入学生	23	9	32

## 5 契約等

申請書の審査の結果「内定」となった方は、別途指定する「**販売協定打合せ**」において、本校との協定に必要な書類をお渡しします。

## 6 留意事項

- (1) 契約後に「基本的な資格要件」を満たさなくなった場合は、速やかに本校まで御連絡ください。「資格要件」を満たさなくなったにも関わらず連絡がなく、後日発覚した場合は、契約は解除され、損害賠償もしくは違約金が発生する場合があります。
- (2) この公告に関して不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

担 当：埼玉県立小鹿野高等学校 事務長 井上

電 話：0494-75-0205

Eメール（代表）：[t750205@pref.saitama.lg.jp](mailto:t750205@pref.saitama.lg.jp)

## 【別紙 1】

### 基本的な資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 埼玉県財務規則第91条（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者で、同法に基づく更正手続開始決定がされていない者であること。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法に基づく再生手続開始決定がされていない者であること。
- オ 公示日から決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- カ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日入審第97号）に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。